

議 第 19 号

平成31年 3月28日提出

熊本市教育センター条例施行規則の一部改正について

熊本市教育センター条例施行規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市教育センター条例施行規則（昭和62年教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「室長」の次に「、主査」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（提出理由）

組織改編に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。



熊本市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(下線部は改正部分)

○熊本市教育センター条例施行規則(昭和62年教育委員会規則第36号)

改正後(案)	現行
<p>(職員)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 教育情報室に室長、<u>主査</u>、指導主事その他必要な職員を置く。</p>	<p>(職員)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 教育情報室に室長<u>          </u>、指導主事その他必要な職員を置く。</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。